

# ○岩手県警察次世代育成支援行動計画の策定について

(平成27年3月30日岩警第393号警察本部長)

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条に基づくみだしの計画について、平成27年4月1日から平成32年3月31日までを計画期間とした新たな計画を策定したので、所属職員に積極的に周知するとともに、効果的な施策の推進に努められたい。また、本計画に基づいて各所属において教養等を実施した場合や各種施策を実施した場合は、警務部警務課長を通じて報告されたい。

各位にあっては、引き続き業務の合理化・効率化を始めとする働き方改革や全ての職員が責任と誇りを持って生き生きと働ける環境づくりに努め、組織全体で次世代育成支援対策を推進されたい。